

NHK放送受信料の減免



全 額 免 除	半 額 免 除
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ・療育手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が視覚、聴覚障害の身体障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合 ・世帯主が身体障害者手帳1級・2級を持ち、かつ受信契約者の場合 ・世帯主が療育手帳④・Aを持ち、かつ受信契約者の場合 ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級を持ち、かつ受信契約者の場合 ・世帯主が特別項症～第1款症の戦傷病者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合
手 続	<p>申請書証明欄に福祉事務所長の証明を受けてから、NHK水戸放送局へ提出してください（郵送可）</p> <p>半額免除は、世帯主の確認ができる書類があれば、NHKの窓口でも受け付けますので、詳細はNHK水戸放送局までお問合せください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・印かん
窓 口	<p>社会福祉課 障がい福祉支援室</p> <p>石下支所 暮らしの窓口センター 福祉・保健・介護グループ</p>
提 出 先	<p>NHK水戸放送局 営業部受信料担当 平日 9:30～18:00</p> <p>〒310-8567 水戸市大町 3-4-4 電話 232-9811 FAX 232-9874</p>